

「川崎タイ・ラオス経済ミッション団」の派遣について

1 概要

メコン地域の中心地域であるタイは、政情面の不安要素はあるものの依然として投資先として大きな魅力を有しています。また、ラオスは、物流上の利点や安価な労働力、高い経済成長率などから、新たな投資先として注目されています。

今般、市内企業のタイ、ラオスにおける新たなビジネス活動の一助となることを目的に、タイ、ラオスにて現地政府機関等と進出サポートに係る覚書を締結するほか、現地工業団地の状況や日系企業の動向、インフラ整備状況等の視察等をおこなうため、福田市長、山田川崎商工会議所会頭を団長とする「川崎タイ・ラオス経済ミッション団」を派遣します。

なお、福田市長他、一部の団員は、本市が独立行政法人国際協力機構（JICA）の採択を受け、日本のモノづくりに係る教育プログラムを実施しているホーチミン市職業訓練短期大学や現地進出を図っている市内企業への視察を行うため、本ミッションにあわせベトナム・ホーチミンへの訪問も行います。

2 ミッション団について

(1) 共催・団長

共催：川崎市、川崎商工会議所

団長：福田市長、山田商工会議所会頭

(2) 団員

川崎信用金庫理事長 草壁悟朗氏、川崎市産業振興財団理事長 曾禰純一郎氏 他
市内企業等、総勢 42 名 別添名簿参照

*ベトナム・ホーチミンには、福田市長、山田会頭の他、団員の一部が参加予定

3 日程 平成26年11月16日（日）～21日（金）

11月16日（日）ラオス・ヴィエンチャン到着

17日（月）ラオス副首相 表敬訪問、

ラオス計画投資省とのラオス進出支援に係る覚書締結（川崎市）、
ヴィエンチャン特別市との経済交流に係る覚書締結（川崎市）、
ラオス国立大学での福田市長講演

18日（火）ラオス商工会議所との協力協定書締結（川崎商工会議所）、
ラオス商工会議所会員企業との企業ビジネス交流会開催、
ヴィエンチャン近郊経済特区視察、現地日系企業視察、
タイ・バンコクへ移動

19日（水）タイ商業会議所との協力協定書締結（川崎商工会議所）、
カシコン銀行訪問、展示会視察

20日（木）タイ工業省との中小企業連携促進に係る覚書締結（川崎市）、
バンコク近郊工業団地視察、現地日系企業視察

21日（金）帰国

*福田市長、山田会頭および一部の団員は、11月15日にベトナム・ホーチミンに出发し、ホーチミン市職業訓練短期大学等を訪問予定。

4 川崎市が締結する覚書について

(1) タイ

工業省との中小企業連携促進に関する覚書締結

内 容：企業間の連携促進、セミナー等の開催 他

調印者：川崎市 福田市長、タイ工業省（調印者は調整中）

* 【工業省】工業振興政策を所管するタイ中央官庁の一つ

(2) ラオス

ア 計画投資省とのラオス進出支援に係る覚書締結

内 容：ラオス進出を図る市内企業に対する計画投資省からのサポート、セミナー等の開催 他

調印者：川崎市 福田市長、ラオス計画投資大臣

* 【計画投資省】経済特区への外国企業投資の促進・認可手続等を所管するラオス中央省庁の一つ

イ ヱエンチャン特別市との経済交流に係る覚書締結

内 容：以下の分野における開発及び協力の促進

ビジネス・貿易・投資を通じた両者の経済成長、環境技術

調印者：川崎市 福田市長、ヴェンチャン特別市長

5 川崎商工会議所が締結する覚書について

(1) タイ

タイ商業会議所との協力協定書締結

内 容：川崎・タイの貿易、投資、技術・経済協力、観光の促進・奨励、セミナー等イベント開催の相互協力 他

調印者：川崎商工会議所 山田会頭、タイ商業会議所会頭

(2) ラオス

ラオス商工会議所との協力協定書締結

内 容：川崎・ラオスの貿易、投資、技術・経済協力、観光の促進・奨励、セミナー等イベント開催の相互協力 他

調印者：川崎商工会議所 山田会頭、ラオス商工会議所会頭

川崎市経済労働局国際経済推進室 電 話：044-200-2336 メール：28keisu@city.kawasaki.jp

【川崎タイ・ラオス経済ミッション 参加者名簿】

【団員 会社名50音順】

	役職	名前	会社名	所属等	備考
1	団長	福田 紀彦	川崎市	市長	ベトナム参加
2	団長	山田 長満	川崎商工会議所	会頭	ベトナム参加
3	団員	寺田 浩之	アイエスシー(株)	代表取締役	
4	団員	宮川 恒雄	㈱エヌアセット	代表取締役	ベトナム参加
5	団員	荻原 寛人	(株)オー・ティー・アイ	代表取締役	
6	団員	緑間 浩市	(株)沖セキ	代表取締役社長	
7	団員	野口 浩	鹿島建設(株)	開発事業本部プロジェクト開発部長	ベトナム参加
8	団員	山下 徹	神奈川新聞社 川崎総局	川崎支局 記者	ベトナム参加
9	団員	曾禰 純一郎	(公財)川崎市産業振興財団	理事長	ベトナム参加
10	団員	柴田 嘉郎	川崎商工会議所	テクノプレーザ・チーフコーディネーター	
11	団員	草壁 悟朗	川崎信用金庫	理事長	ベトナム参加
12	団員	星野 力	川崎信用金庫	業務部 副部長	ベトナム参加
13	団員	小林 亮二	川崎信用金庫	本店営業部 営業課長	
14	団員	岩澤 和寿	協成電気 株式会社	川崎営業所 営業部	
15	団員	高久 道男	(株)ケイエスピー	常務取締役	
16	団員	岡 拓志	(株)経理バンク	スタッフ	
17	団員	西 讓治	JFEエンジニアリング(株) 川崎・横浜支店	川崎・横浜支店長	
18	団員	川島 誠司	㈱JTBコーポレートセールス 法人営業川崎支店	支店長	
19	団員	平尾 光司	昭和女子大学	学事顧問・特任教授	
20	団員	平田 潤一郎	すてきなイスグループ(株)	取締役	ベトナム参加
21	団員	松木 健一	学校法人専修大学	常務理事	
22	団員	簗原 利憲	タカネ電機(株)	代表取締役	ベトナム参加
23	団員	竹本 典秀	(株)竹本ランドリー	代表取締役社長	
24	団員	金子 一郎	デリーター(株)	代表取締役社長	
25	団員	角 祥太郎	(株)DENRICHE	代表取締役社長	
26	団員	浦上 哲平	東京JAPAN税理士法人	スタッフ	
27	団員	山村 弘樹	東洋ロザイ(株)	代表取締役 社長	
28	団員	福士 勝雄	東洋ロザイ(株)	常務取締役	
29	団員	加藤 幹弘	東洋ロザイ(株)	常務取締役 仙台支店長	
30	団員	松村 公平	東洋ロザイ(株)	環境資材事業部	
31	団員	吉田 基一	(株)トーキンオール	代表取締役	
32	団員	竹本 泰久	(株)ニチエー	代表取締役社長	
33	団員	庄 浩充	日本貿易振興機構(ジェトロ)	横浜貿易情報センター/係長	
34	団員	田中 聡	(株)マイクロソフトウェア	代表取締役社長	
35	団員	高梨 大志	(公財)山田長満奨学会	評議員/国際担当	
36	事務局	岩井 新一	川崎商工会議所	事務局長	
37	事務局	野口 浩史	川崎商工会議所地域産業部国際課	係長	
38	事務局	長瀬 一郎	川崎市経済労働局国際経済推進室	担当課長	ベトナム参加
39	事務局	太田 徹	川崎市経済労働局国際経済推進室	担当係長	
40	事務局	酒井 賢二	(公財)川崎市産業振興財団	産業支援部新産業振興課課長補佐	
41	添乗	馬場 雅之	㈱JTBコーポレートセールス 法人営業川崎支店	法人営業マネージャー	ベトナム参加
42	添乗	江森 七保子	㈱JTBコーポレートセールス 法人営業川崎支店	添乗員	

タイ王国について

- 面積：51万3,115平方キロメートル
- 人口：6,823万人（2013年）
- 実質GDP成長率：2.9%（2013年）
- 主要貿易品目：
 - (1) 輸出 自動車・同部品、コンピュータ・同部品、精製燃料、宝石・宝飾品
 - (2) 輸入 原油、機械・同部品、宝石・地金銀
電気機械・同部品、鉄・鉄鋼
- 主要な貿易相手国：
中国、米国、日本、アラブ首長国連邦他
- 日系企業進出状況（2013年8月現在）：7,739社



- 経済・直接投資動向など：
 - ・日本企業にとっては、充実したインフラ、取引先となる自動車や電気機器産業などの産業集積、進出をサポートするコンサルティング会社などが存在することなどから、非常に進出しやすい国となっているが、その分サービス業を中心に、現地企業、日系企業との激しい競争が強られる環境となっている。
 - ・海外との貿易について、日本との間で多国間（ASEAN・日本）、二国間（タイ・日本）双方のFTA枠組みが締結されており、一部製品の関税引き下げが順次行われている。また、2015年末のASEAN経済共同体（AEC）の設立に向け、2013年末時点で、ASEAN域内からの輸入品に対し、99.9%の関税を撤廃している。
 - ・対内直接投資について、2012年に引続き2013年も日本が最大の投資国であり、タイへの全直接投資合計額の60%以上を占めている。部門別にみると、自動車産業を中心に企業の投資が高水準で続いている。
 - ・国レベルでの交流とともに、地方自治体によるタイとの関係を構築しようとする動きが見られ、2013年は、13道県の知事、副知事が観光客誘致や食品輸出促進のためのトップセールスや県内中小企業の進出支援などのためにタイを訪問した。
- 本市との関係
 - ・2014年3月に、市内企業のタイでの販路開拓等、タイ進出支援を目的として、タイの大手金融機関であるカシコン銀行とタイ進出支援に係る覚書を締結し、セミナーの開催、ビジネスマッチングの協力等で提携を行っている。
 - ・2014年4月に、市内企業の海外での販路開拓サポートのため、市内企業が利用できる現地サポート拠点「川崎中小企業バンコク合同事務所」をバンコクへ開設し、運営を行っている。
 - ・市内企業の販路開拓のため、バンコクで開催される展示会である「ものづくり商談会@バンコク」へ、2015年度に参加することを予定している。
- その他：
 - ・2014年10月16日に、日・タイ首脳会談がイタリア・ミラノで行われ、安倍総理は、日タイの幅広い協力関係の更なる強化を考えていることを伝えるとともに、タイで活動する日本企業にとって重要な透明・公正な投資環境の整備について要請した。

ラオス人民民主共和国について

- 面積：23万6,800平方キロメートル
- 人口：678万人（2013年）
- 実質GDP成長率：8.1%（2013年）
- 主要貿易品目：
 - (1) 輸出 金属類、レアアースメタル類、野菜類、鉱物類、木製品
 - (2) 輸入 鉱物製品、機械機器類・家電製品・同部品類、輸送用機器類、金属類
- 主要な貿易相手国：
タイ、中国、ベトナム、豪州、EU、日本他
- 日系企業進出状況（2012年10月現在）：83社



- 経済・直接投資動向など：
 - ・日系企業においては、2013年に直接投資に拍車がかかり、タイ・プラス・ワンとしてタイ工場のラインの一部をラオスへと移管するケースが増加しており、縫製業に加え、電子部品、自動車部品等、進出する製造業の幅が広がりつつある。
 - ・対内直接投資について、法定最低賃金が周辺国と比較して低く、経済特区（SEZ）の整備も進み、また2013年にWTO正式加盟国となったことも加わり、外国企業にとっての生産拠点として魅力的なものとなりつつある。
 - ・ラオスに対する最大の投資国は中国であり、中国企業は、鉱山、電源開発、不動産開発事業等に積極的に投資を行っている。また、ラオス・中国間でインフラ整備を含む包括的戦略的パートナーシップの拡大に合意しており、今後も更なるインフラ投資が見込まれる。
 - ・日ラオス官民合同対話に関する会合が、両国で定期的に行われている。また、2008年には、投資の自由化や投資財産の保護に関する取り決めに盛り込んだ日ラオス投資協定が発効された。
 - ・2015年にASEAN経済共同体（AEC）が創設されることに伴い、域内の関税が原則撤廃されることから、域内の分業化、競争化等の促進が予想される。
- 本市との関係
 - ・2012年4月に、ソムサワート・レンサワット副首相が本市を訪問し、市長表敬、投資ビジネスセミナー等を実施した。また、川崎商工会議所とラオス商工会議所との間で、覚書（MOU）が締結された。
 - ・2012年11月に、川崎商工会議所の主催で、ラオス・カンボジア経済ミッションが実施された。
 - ・2014年10月に、ソムディ計画投資大臣が本市を訪問し、市長表敬、投資セミナー等を実施した。
- その他：
 - ・ソムサワート副首相は、2011年11月に玄葉光一郎外務大臣と会談し、日本からの投資の促進に向け更なる投資環境整備を約束するとともに、ラオスのマクロ経済は安定しており、この成長を維持していきたい旨を述べた。

タイ王国工業省と日本国川崎市との中小企業連携促進に関する覚書

(案)

産業振興局長を代表とするタイ王国工業省（以下、タイ工業省とする）と、福田紀彦川崎市市長を代表とする日本国川崎市（以下、川崎市とする）との間での合意内容について、この覚書にて確認を行う。

両者は、タイ及び日本相互の利益のため、緊密な連絡関係を強化すること、タイと川崎市の中小企業間の連携促進において互いに協力関係を構築することに関し、以下の内容について合意した。

1. 両者は、新規グローバル事業を拡大するため、川崎市とタイの中小企業に対し連携した支援を実施する。
2. 両者は、情報・意見交換を実施する他、ビジネス交流プログラムや相互に助け合う、いわゆる「お互いビジネスコンセプト」という産業クラスター連携の促進、セミナー、展示会、会議等といった経済分野における緊密な関係構築に係る活動を実施する。
3. この覚書の実施にあたっては、タイ工業省においては産業振興局を、川崎市においては、経済労働局を担当窓口とする。
4. この覚書は、条約や契約を構成するものではなく、契約またはそれに類するものとして解釈されるものではない。また、この覚書は、両者の間に法律上の義務又は拘束力を発生させるものではない。

5. この覚書は両者の署名により発効し、自動的に延長される。また、30日前までに書面で相手方に通知すれば、いつでも終了できるものとする。この覚書の修正は、両者相互の同意によってのみなされる。

6. この覚書は、2014年11月20日にタイ工業省と川崎市の代表によって、英語にて2通作成する。

タイ王国
工業省産業振興局長

日本国
川崎市長

日本国川崎市とラオス人民民主共和国計画投資省との ラオスへの投資促進及び支援を目的とする相互協力に関する覚書

(案)

日本国川崎市とラオス人民民主共和国計画投資省（以下「両者」とする。）は、ラオスへの進出・投資を検討する川崎市内企業に対する現地情報の提供及び進出・投資手続のサポート体制の充実を図ることを目的として、以下の合意内容に関する覚書を締結する。

1. ラオス計画投資省は、ラオス進出に係る適切な情報提供を行う他、進出手続きの円滑化に向けたサポートを実施する。
2. ラオスへの投資に係るセミナーについて、両者共同で開催する。
3. 両者は「対等の立場で Win-Win 関係にある」という原則に立ち、緊密な情報交換を行い、協力体制を構築する。
4. 本覚書の体制の中で両者間に生じる如何なる技術的情報、その他の機密情報は、公開または漏洩してはならない。ただし、本覚書の署名者と同じ者の署名が付された書面による合意があればこの限りではない。
5. 本覚書は、それぞれの国における合法的手続きと一般的な法律に基づくものとする。両署名者の間に、法律上の関係を発生させるものではない。

本覚書は署名により発効し一年間有効であるが、自動的に延長される。また、三ヶ月前までに文書により相手方署名者に通知すれば、いつでも終了することが出来るものとする。ただし、終了以前に既に開始されている事業や計画、または共同活動があれば、それらは完了まで続行しなければならない。

本覚書の履行の解釈から生ずる如何なる相違も、相互の信頼の下に、協議と交渉により、友好的に解決するものとする。

本覚書は 2014 年 11 月 17 日、ヴィエンチャン特別市において英語で 2 通作成する。

日本国
川崎市長

ラオス人民民主共和国計画投資省
大臣

日本国川崎市とラオス人民民主共和国ヴィエンチャン特別市との 経済産業交流に関する覚書

(案)

日本国川崎市とラオス人民民主共和国ヴィエンチャン特別市（以下「両者」とする。）は、両者間における緊密な連携及び協力を図り、さらなる互恵的な協力体制の構築を目指して、以下の合意内容に関する覚書を締結する。

1. 両者は、ビジネス、貿易、投資に係る関係強化を目的として、川崎市及びヴィエンチャン特別市の経済産業交流を促進するという共通理解に合意する。
2. 両者は、この共通理解に基づき、以下の分野における開発及び協力の促進を図る。
 - ・ ビジネス、貿易、投資を通じた両者の経済成長
 - ・ 環境技術
3. 両者は「対等の立場で Win-Win 関係にある」という原則に立ち、緊密な情報交換を行い、協力体制を構築する。
4. 本覚書の体制の中で両者間に生じる如何なる技術的情報、その他の機密情報は、公開または漏洩してはならない。ただし、本覚書の署名者と同じ者の署名が付された書面による合意があればこの限りではない。
5. 本覚書は、それぞれの国における合法的手続きと一般的な法律に基づくものとする。両署名者の間に、法律上の関係を発生させるものではない。

本覚書は署名により発効し一年間有効であるが、自動的に延長される。また、三ヶ月前までに文書により相手方署名者に通知すれば、いつでも終了することが出来るものとする。ただし、終了以前に既に開始されている事業や計画、または共同活動があれば、それらは完了まで続行しなければならない。

本覚書の履行の解釈から生ずる如何なる相違も、相互の信頼の下に、協議と交渉により、友好的に解決するものとする。

本覚書は 2014 年 11 月 17 日、ヴィエンチャン特別市において英語にて 2 通作成する。

日本国
川崎市長

ラオス人民民主共和国
ヴィエンチャン特別市長

川崎商工会議所とタイ商業会議所との協力協定書

(案)

川崎商工会議所及びタイ商業会議所は、双方合意の上、以下の通り締結する。

両者は貿易及びビジネスと投資の分野に確実な関心を持つ、両会議所に所属するメンバー企業の代表となる。

両者は、お互いに経済・貿易等の分野において相互利益関係があると確認し、今回の協定により、相互地域経済の活性化及び双方中小企業の共同利益の更なる拡大に寄与するものである。

つきましては、双方が上記に書いてある通り、ここに協定当事者である、川崎商工会議所 会頭 山田長満 及び タイ商業会議所 会頭 イサラ・ウォンクソンキットは、下記の内容について合意するものとする。

1. 川崎・タイの経済発展に資するため、川崎・タイの貿易、投資、技術・経済協力及び観光を促進し、奨励する。地域間交流の促進についても奨励する。
2. 川崎・タイの貿易、投資等の経済交流の増進とともに、川崎・タイ関係の緊密化に寄与するため、相互の情報交換を促進し、双方企業に対し事業機会を創出することに努める。
3. 双方が主催する川崎・タイビジネス関連会議や貿易と投資のマッチング・シンポジウムそれらに関する情報を提供するためのセミナー等のイベントに対して協力する。
4. 双方より訪問する企業幹部等に対して協力する。

本協定書は署名日にその効力を生じ、3年間を有効期間とする。なお、有効期間満了の3ヶ月前までに双方が相手方に本協定終了の意思表示を行わないときは、自動更新するものとする。

バンコクにて、2014年11月19日に本協定書締結の証として、本書を英語にて2通作成し、双方は各1通ずつ保有する。

2014年11月19日

川崎商工会議所
会頭 山田 長満

タイ商業会議所
会頭 イサラ・ウォンクソンキット

川崎商工会議所とラオス商工会議所との協力協定書

(案)

川崎商工会議所及びラオス商工会議所は、相互交流のさらなる拡大を目的に、2012年4月17日締結した協力協定を改定し、双方合意の上、以下の通り締結する。

両者は、お互いに経済、貿易等の分野において相互利益関係があると確認し、今回の協定により、相互地域経済の活性化及び双方中小企業の共同利益の更なる拡大に寄与するものである。

両者はそれぞれの地域において経済及び貿易の分野を代表する機関であり、双方のビジネスパートナーシップの発展促進の先導的役割を果たすものである。

ここに協定当事者である、川崎商工会議所 会頭 山田長満 及び ラオス商工会議所 会頭 シーサワット・ティラウオンは、下記の内容について合意するものとする。

1. 川崎・ラオスの経済発展に資するため、川崎・ラオスの貿易、投資、技術・経済協力、及び観光を促進し、奨励する。地域間交流の促進についても奨励する。
2. 川崎・ラオスの貿易、投資等の経済交流の増進とともに、川崎・ラオス関係の緊密化に寄与するため、相互の情報交換を促進し、双方企業に対し事業機会を創出することに努める。
3. 双方が主催する川崎・ラオスビジネス関連会議、投資説明会やシンポジウム、それらに関する情報を提供するためのセミナー等のイベントに対して協力する。
4. 双方より訪問する企業幹部等に対して協力する。

本協定書は署名日にその効力を生じ、3年間を有効期間とする。なお、有効期間満了の3ヶ月前までに双方が相手方に本協定終了の意思表示を行わないときは、自動更新するものとする。

本協定書締結の証として、本書を日本語及び英語にて各2通作成し、双方は各1通ずつ保有する。

2014年11月18日

川崎商工会議所
会頭 山田長満

ラオス商工会議所
会頭 シーサワット・ティラウオン